



大 阪 市 城 東 区 複 合 施 設 駐 車 場

使 用 事 業 者 募 集 要 項



令 和 7 年 1 1 月
大 阪 市 城 東 区 役 所

目 次

	ページ
1 募集対象物件	1
2 応募資格要件	1
3 大阪市城東区複合施設駐車場使用条件等	2
4 応募申込手続	2
5 価格提案書の提出及び審査	3
6 使用許可の手続き	5
7 使用予定事業者の決定の取消し	5
8 その他	5
 事務フロー図	 6
応募申込書	7
 誓約書・質疑書・価格提案書・委任状・	
行政財産使用許可申請書・大阪市行政財産使用許可書	
 別紙 大阪市城東区複合施設駐車場使用仕様書	

大阪市城東区複合施設駐車場使用事業者募集要項

大阪市城東区役所が行う大阪市城東区複合施設駐車場使用事業者（以下「使用事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集対象物件

- (1) 名称 大阪市城東区複合施設駐車場（複合施設屋内 地上1階）
- (2) 所在地（住居表示） 大阪市城東区中央3丁目5番45号
- (3) 面積 1階 585.01平方メートル
※駐車場管理室（6.27㎡）、身障者用無料駐車区画と検診車前のスペース（計99.43㎡）含む
- (4) 駐車台数 ・有料駐車区画 15台 ・身障者用無料駐車区画 1台（利用料無料）
- (5) 使用期間 令和8年3月14日から令和9年3月13日まで
なお、上記に掲げる使用期間満了から1年以内の期間で更新することができる。ただし、更新後の使用期間満了日は、当初許可の日から5年を超えることはできない。
- (6) 月間最低使用料 ￥485,200円以上

※月間最低使用料の算出には身障者用無料駐車区画と検診車前のスペース（計99.43㎡）を含まず価格設定しています。

※最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 駐車場の管理運営業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 国税及び大阪市の未納がないこと。
- (4) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないもの。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 大阪市城東区複合施設駐車場使用条件等

別紙仕様書のとおり

4 応募申込手続

- (1) 申込受付期間

令和7年11月4日(火)～令和7年11月18日(火)

午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号（城東区役所 3 階 31 番窓口）
大阪市城東区役所総務課

(3) 申込みに必要な書類

① 応募申込書（本市所定様式）

② 誓約書（本市所定様式 A 4 サイズ両面）

※ ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を押してください。

③ <個人>印鑑登録証明書

<法人>印鑑証明書

④ <個人>住民票の写し

<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書）

※ ③④については、発行後 3 か月以内のものに限ります。

⑤ 国税及び大阪市税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物）の未納の税額がないことの証明書の写し

国税は納税証明書（その 3）に限る。

⑥ 事業概要

<法人> (ア) 会社概要

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

<個人> (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 令和 6 年分の所得税確定申告書の写し

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。（送付、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

(5) その他

本募集要項に関する質問については別紙様式の質疑書を送付又は電子メールにより提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。質問の要旨及び回答を大阪市ホームページに掲載します。

質問受付期間 令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 11 月 18 日（火） 17 時まで

電子メール送信先 tq0001@city.osaka.lg.jp 大阪市城東区役所総務課

送付の場合は、4-2 に記載の住所に送付してください。

質問回答予定 令和 7 年 11 月 21 日（金）

5 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

価格提案書提出の日時 令和 7 年 11 月 28 日（金）

午前 9 時 30 分から 10 時までに価格提案書を入札室で提出していただき、午前 10 時から価格提案審査を行います。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市城東区中央 3 丁目 5 番45号（城東区役所 3 階）
大阪市城東区役所 3 1 2 会議室

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

- ① 価格提案書
- ② 委任状（代理人により応募しようとする場合）
- ③ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した印鑑）

(4) 価格提案書の投函方法

- ① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。
- ② 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、1 か月分の月額使用料（税抜き）を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。
- ⑥ 同一物件について応募資格者又はその代理人が 2 以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一物件について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 同一物件について他の応募資格者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

- ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 使用予定事業者の決定

使用予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、使用予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる使用予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより使用予定事業者を決定します。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、使用予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

使用予定事業者を決定したときは、使用予定事業者及び金額を、使用予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

決定後は、使用予定事業者名及び決定金額をホームページに掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

6 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、令和8年1月30日(金)までに行います。

なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

7 使用予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 使用予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他使用予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

8 その他

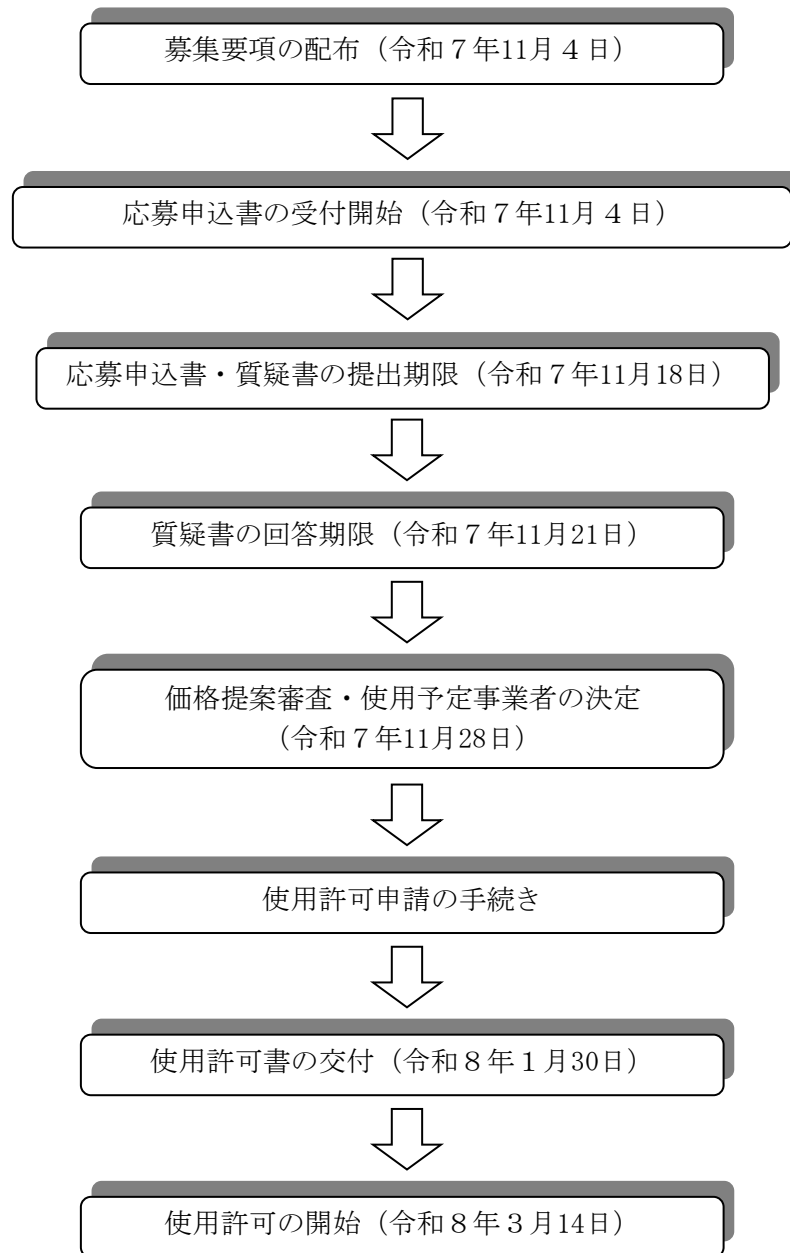
使用許可の申請手続きに関する一切の費用については、使用予定事業者の負担となります。

募集に関する問い合わせ先：大阪市城東区役所総務課

大阪市城東区中央3丁目5番45号（城東区役所3階）

電話 （06）6930－9625

事業の進め方



受付番号

令和 年 月 日

応募申込書

大阪市長 様

募集要項の各条項を承知の上、大阪市城東区複合施設駐車場事業者応募について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 本実施要領の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- (3) 駐車場の管理運営業務について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- (5) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (6) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (7) 募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、「応募価格」及び「応募者名」（個人の場合は決定事業者名のみ）を公表することに同意します。

- 1 申込者 住 所
(所在地)
電 話 番 号
氏 名 印
(名称及び代表者氏名)

実印

2 応募物件

大阪市城東区複合施設駐車場（複合施設屋内 地上1階）

3 添付書類

- ① 応募申込書(本市所定様式)
- ② 誓約書(本市所定様式)
- ③ <法人>印鑑証明書
<個人>印鑑登録証明書
- ④ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書)
<個人>住民票の写し
※ ③④については発行後3か月以内のものに限ります。
- ⑤ 国税及び大阪市税(個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税(土地・建物))
の未納の税額がないことの証明書の写し
国税は納税証明書(その3)に限ります。
- ⑥ 事業概要
 - <法人>(ア) 会社概要
 - (イ) 直近の貸借対照表、損益計算書
 - <個人>(ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの
 - (イ) 令和6年分の所得税確定申告書の写し

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	行政財産の使用に際して、条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。

（物件の表示）：名称 大阪市城東区複合施設 所在地 大阪市城東区中央3丁目5番45号

大阪市契約担当者 様

年 月 日

所在地

（フリガナ）

商号又は名称

（フリガナ）

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日生

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - （2） 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - （3） 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - （4） 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - （5） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - （6） 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - （7） 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - （8） 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1） 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- （2） 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- （3） 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- （4） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- （5） 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

質 疑 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

F a x

質疑内容
(記入例；募集要項 P 番号 の〇〇〇〇について)

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

大阪市城東区複合施設駐車場使用事業者募集において、下記の金額で当該地設置事業者として使用許可を希望します。

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

物件番号 (必ず記載してください)	応 募 価 格							
								円

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 応募価格は1カ月の使用料（税抜き）とします。
- ☐ 金額の前枠に、「〒」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

価格提案書の記載についての注意事項

- (1) 訂正の容易な筆記具（鉛筆など）で記載しないでください。必ず、楷書でボールペン又はペンなどで記載してください。
- (2) 「年月日」欄は、価格提案の実施年月日（令和〇年〇月〇日）を記入してください。
- (3) 「住所、氏名」欄及び「実印」は、「応募申込書」の記載内容と一致するようにしてください。

ただし、代理人（委任状が必要）が価格提案をする場合は、「住所」「氏名」欄に委任状の「委任者」欄に記載した「所在地」「法人名称」及び「代表者氏名」を記載し、さらにその下に「上記代理人」と記載し、委任状の「受任者」欄に記載した「氏名」を記載し、「受任者」欄に押印した「印」を押印してください。

- (4) 「金額」欄は、1 枠に 1 字ずつ算用数字「1、2、3……」で記載し、金額の前枠に「¥」又は「金」を記載するか、押印による『留印』をしてください。
- (5) 応募価格には消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。
- (6) 誤って記載し訂正する場合は、その部分を二重線 ―― で抹消し、訂正印を押印のうえ正しく書き直してください。

「金額」欄を訂正する場合は、誤った数字だけではなく、金額全てを二重線 ―― で抹消し、訂正印を押印のうえ、金額すべてを正しく書き直してください。

- (7) 使用許可を希望しないこととなった場合は、必ず価格提案書の「金額」欄に「辞退」の旨を記載して提出（投函）し、価格提案書を持ち帰らないでください。
- (8) 「最低使用料（予定価格）」を下回る価格提案は無効となりますので、十分注意してください。また、価格提案書の記載事項に不備があれば、内容により無効となる場合がありますので注意してください。

記載例

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

大阪市長 ○○ ○○ 様

当局が行う○○用地の使用事業者募集において、下記の金額で当該物件の使用事業者として使用許可を希望します。

住 所 大阪市中央区本町1丁目4番5号



氏 名 代表取締役社長 管財太郎

上記代理人 大阪 花子

代理人が提案するときは、
氏名の下に上記代理人と記
載し、代理人の氏名を記載

金額の前に留
印

応募者本人が押印する場合は実印
を、代理人が押印する場合は委任
状に押印している代理人の印鑑を
押印してください。

物件番号 (必ず記載してください)	応 募 価 格									
①			¥	1	3	5	0	0	0	円

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 応募価格は1カ月の使用料（税抜き）とします
- ☐ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

※金額欄訂正の場合は、誤った数字
だけでなく、金額すべてを訂正し訂
正印を押印して下さい。

(例) 1,235 円 を 1,335 円と訂正する場合

1,335
(正)1,235

~~3~~
 (誤)1,235

令和 年 月 日

委 任 状

大阪市長 様

(委 任 者)

住 所

(所 在 地)

氏 名 印

(名称及び代表者氏名)

実印

下記の者を代理人と定め、貴市における大阪市城東区複合施設駐車場使用事業者募集要項に付帯する一切の権限を委任します。

(受 任 者)

住 所

(所 在 地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日生

担当 者 名
連 絡 先
E - M A I L

次のとおり、貴市の行政財産を使用したいので許可いただきますよう、裏面の事項について誓約のうえ申請します。

記

- 1 名 称 城東区役所
- 2 所 在 地 大阪市城東区中央3丁目5番45号
- 3 使用面積 1階 585.01平方メートル
※駐車場管理室(6.27㎡)、身障者用無料駐車区画と検診車前の
スペース(計99.43㎡)含む
- 4 使用期間 令和8年3月14日から令和9年3月13日
- 5 使用目的 来庁者用駐車場
- 6 添付資料
① 使用計画図

誓約事項

大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

大阪市行政財産使用許可書（案）

大阪市指令城総第 号
令和 年 月 日

使用者 住所
氏名 様

大阪市長
（ 城 東 区 総 務 課 ）

令和 年 月 日付けをもって申請のあった本市城東区管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

（使用物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所 在 大阪市城東区中央3丁目28番2

【住居表示：大阪市城東区中央3丁目5番45号】

名 称 城東区役所

面積〔又は数量〕 585.01平方メートル

使用部分 1階 詳細別図のとおり

（用 途）

第2条 使用者は、前記の物件を来庁者駐車場の用に供するものとする。（別紙仕様書参照）

（使用期間）

第3条 使用期間は、令和8年3月14日から令和9年3月13日までとする。

2 使用者は、前項に掲げる使用期間満了から1年以内の期間で更新することができる。ただし、更新後の使用期間満了日は、当初許可の日から5年を超えることはできない。

3 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けない場合には、期間満了日の3か月前までに、書面にて更新しない旨の意思表示を行うこと。

4 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前30日までに、書面にて申請しなければならない。

（使用料）

第4条 使用料は、総額 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、別途発する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

2 既納の使用料は、第10条第1項第1号の場合を除き、還付しない。

（保証金）

第5条 使用者は、保証金として金 円を令和 年 月 日までに本市に納入しなければならない。

2 保証金は、使用料等の納入を遅延した場合においてこれに充当するほか、本市使用許可に伴う一切の損害賠償に充当する。

3 前項の充当により保証金に不足が生じたとき又は充当によってもなお不足額があるときは追納しなければならない。

4 保証金は、第11条の定めによる原状回復をしたときに、これを還付する。
(延滞金)

第6条 納期限までに使用料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第7条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、光熱水費として金 430,000円【年間定額】を本市の指定する期日までに納入しなければならない。

(使用上の制限)

第8条 使用物件は、善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 使用者は、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

3 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

(第三者の使用の禁止)

第9条 使用者は、使用物件を他のものに使用させ、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取り消し又は変更)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

(1) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合

(2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき

(3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。

(1) 使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

(2) 大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき

3 前2項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

(原状回復)

第11条 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その

費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は異議を申立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求することができない。

(実地調査等)

第14条 市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市長を被告として（訴訟において大阪市長を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

大阪市城東区複合施設駐車場使用仕様書

1. 営業時間・利用料金設定

(1) 営業時間

- ・ 午前 8 時～午後 10 時 30 分
月曜日から日曜日（祝日含む）

選挙期日前投票・選挙当日等、区役所の開庁状況及び開庁・閉庁時間に変更が生じた場合、営業日及び営業時間の変更に応じること。

ただし、管理体制については、本市と使用事業者との協議のうえ決定する。

(2) 利用料金設定

最初の 30 分まで	250 円以内
以降 30 分ごと	300 円以内

使用者は、上記の範囲内で近隣駐車場及び大阪市本庁・各区役所の駐車利用料金設定を把握し、使用決定後に城東区役所と協議の上、利用料金設定すること。

ただし、公用車・通送車等については、本件スペース外に専用駐停車場所を設けているものの、当区において特段の事情で必要がある場合はパスカード又は、無料券を発行すること。

また、本件スペース内に設けている「身障者用無料駐車区画（1 台）」が満車のため、次の①～③に掲げる障害者が自ら運転する車両、又は当該障害者が乗車する車両が「有料駐車区画（15 台）」を利用する場合は無料とする。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ③ 療育手帳の交付を受けている者

2. 管理方法

下記時間帯は、有人による常駐管理を基本とし、駐車場内における駐車がスムーズに行うことの管理はもとより、歩行者や利用者の安全、及び下記（１）～（９）の事項について万全を期すること。

【有人による常駐管理時間帯】

月曜日から木曜日、土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 45 分まで
金曜日 午前 8 時 30 分～午後 7 時 15 分まで
日曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 45 分まで

※ 国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。

ただし、国民の祝日が第 4 日曜日の場合は、
日曜日の有人による常駐管理時間帯で対応すること。

※ 開庁日及び開庁・閉庁時間に変更が生じた場合(選挙時含む)、有人による常駐管理時間帯の設定変更に応じること。

- (1) 駐車場の諸設備の作動状況を監視すること
- (2) 駐車場内警備監視及び通路・スロープの安全確保をすること
- (3) 車いす乗り降り時の安全確保をすること
- (4) 駐車場内における災害の予防及び秩序維持をすること
- (5) 身障者用無料駐車区画(1台:無料:利用者は、下記①～③)の管理・誘導
 - ① 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ③ 療育手帳の交付を受けている者
- (6) (5)の身障者用無料駐車区画が満車のため、「有料駐車区画(15台)」を利用する場合の無料処理。
- (7) 駐車場内の管理運営に伴って発生する利用者・近隣住民からの事故・機器故障・苦情に対して適切に対応すること
(駐車場内での事故や苦情等対応報告書を提出すること)
- (8) 有人による常駐管理時間は、両替の対応を行うこと。
- (9) その他必要に応じて適切に管理運営をすること

※ 管理にあたっては、制服や腕章を着用するなど管理人であることが判るようにすること

3. 使用期間

- ① 使用期間は、令和8年3月14日から令和9年3月13日までとする。
- ② 使用者は使用期間満了後、当初許可(令和8年3月14日)の日から5年を超えない範囲で1年毎に使用許可の更新をすることができる。
- ③ 使用者は使用の許可を更新しない場合は、使用期間満了の3ヵ月前までに書面にて意思表示しなければならない。
- ④ 使用者は使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前30日までに書面にて申請しなければならない。

4. 使用料

- ① 使用料は本市が別途発行する納入通知書により、年間使用料を一括で納入期限までに納入しなければならない。
- ② 公用又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しない。

5. その他必要経費等

- ① 光熱水費等【電気料金、空調費 年間430,000円(定額)】は使用事業者の負担とする。
- ② 本市が別途発行する納入通知書により、年額を一括で納入期限までに納入しなければならない。

6. 保証金

使用料の全額を前納することを条件に免除とする。ただし、新たに設備機器を導入する場合は、その撤去費相当額を保証金として納付しなければならない。ただし、「12. 原状回復」の定めによる原状回復をしたときに、これを還付する。

7. 延滞金

納期限までに使用料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

8. 駐車場設備

① 使用者は、事前に本市と協議し駐車場機器を設置すること。

また、駐車場管理に必要な消耗品、備品を用意すること。

なお、これらにかかる費用は、全て使用者負担とすること。

※ 機器設置のために本市が許可する使用範囲は、別紙のとおり

② 設置する駐車場機器はフラップ式、ゲート方式、カメラ監視方式のいずれかとする。

③ 営業時間外の車両や人の侵入防止対策として、北出入口及び西出入口各1か所に伸縮門扉等の設置を行うこと。

※コーン設置や貼り紙のみの侵入防止対策は不可とする。

9. 使用上の留意事項

① 使用物件は、利用者への便宜を図るものとし、最善の注意をもって維持保存しなければならない。

② 使用者は、使用物件を指定する用途以外に供してはならない。なお、物品等の自動販売機等設置は認めない。

③ 使用者は、使用物件について、修繕、模様替え、その他原形を変更する行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

④ 営業開始時及び営業終了時の伸縮門扉等（「8. 駐車場設備」③）の開閉作業等を城東区複合施設の宿日直職員に依頼することができる。依頼時は城東区役所総務課職員に事前に報告しなければならない。

10. 第三者の使用の禁止

使用者は、使用物件を他の者に使用させ又は担保に供してはならない。

11. 使用許可の取消し又は変更

(1) 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更することがある。

① 本市において、使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合

② 使用者がこの使用許可書および仕様書の各条項に違反したとき

③ 不正な手段によってこの許可を受けたとき

④ その他管理運営上において本市が必要と認めた事項

(2) 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

① 使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき

② 大阪市暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき

(3) 前2項の場合において、使用者は当該取消し又は変更により生じた損失を本市に請求す

ることができない。

12. 原状回復

- ① 使用許可を取り消した時又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、本市の指定する期日までに使用物件を原状回復して返還しなければならない。但し、次期使用者と協議の上、設備を引き継ぐときなど、本市が特に承認した場合は、この限りでない。
- ② 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行って、その費用を6における保証金を充当する。ただし、充当によってもなお不足額がある時は使用者の負担とする。この場合、使用者は何等の異議を申立てることができない。

13. 損害賠償

- ① 使用者は、その責に帰する理由により使用物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として払わなければならない（本件業務にかかるリスクに対応する損害保険には必ず加入しておくこと）。但し、使用物件を原状に復した場合はこの限りではない。
- ② 前項の定める場合のほか、使用者は、本仕様書及び許可書(案)の各項に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

14. 実地調査等

城東区役所は使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができる。

15. 損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄

- ① 公用又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合においては、使用者は当該取消しによって生じた損失の補償を本市に請求しないものとする。
- ② 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとする。

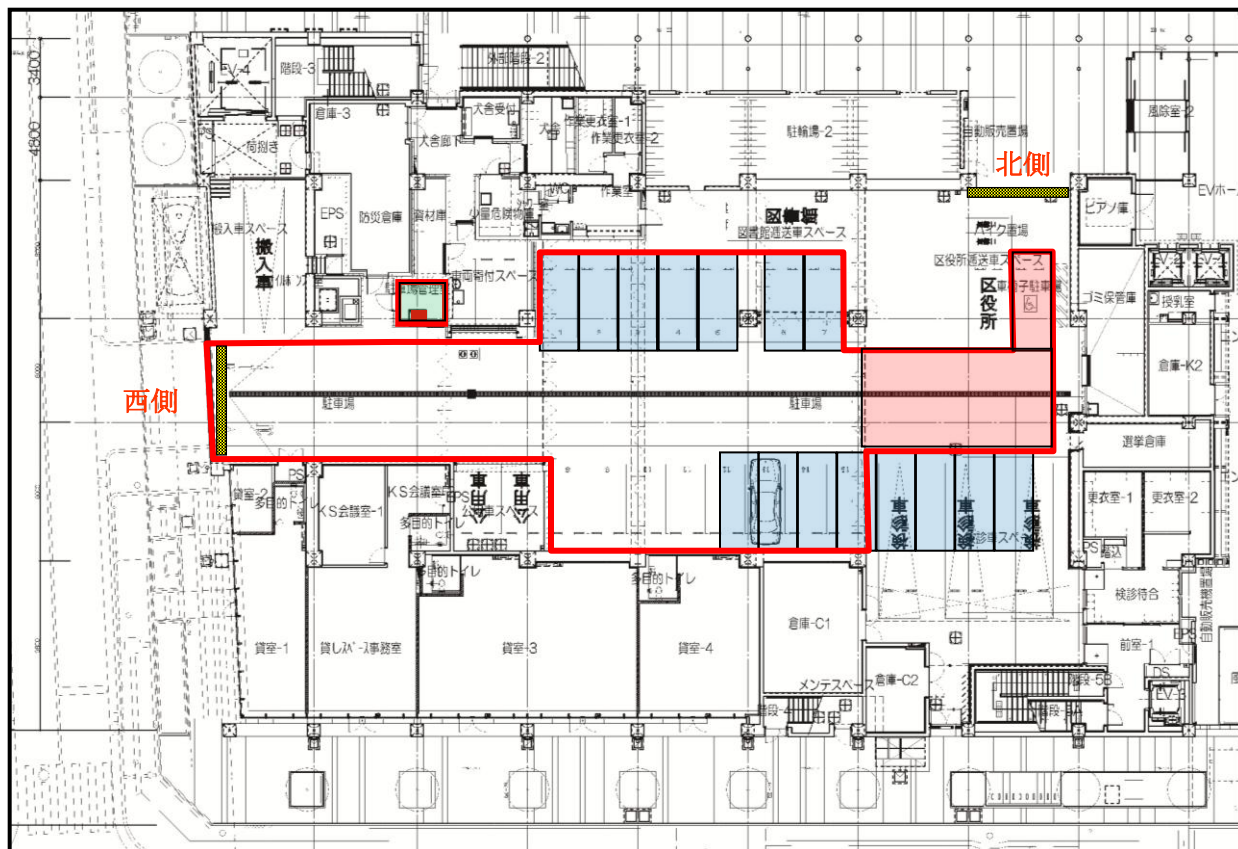
16. 法令の遵守

本件の使用にあたっては、大阪市個人情報保護条例のほか、関係法令及び関係規定を遵守すること。

17. その他

その他使用の細部については、あらかじめ本市と協議すること。

使用許可対象箇所図



- ・使用許可対象範囲 (585.01 m²)
 ※駐車場管理室 (6.27 m²)、身障者用無料駐車区画と検診車前のスペース(計 99.43 m²)
 含む

- ・駐車場管理室

- ・有料駐車区画 (15 台)

- ・身障者用無料駐車区画 (1 台) と検診車前のスペース

※門扉等設置箇所

西側出入口幅 約 8 m

北側出入口幅 約 5.5 m